

医心 伝心

医療をとりまく社会的問題の一部を考える

県医常任理事 堀地 肇

今の医療にとってはガバナンスの維持や紛争の法的な解決が重要な課題となっています。安倍内閣女性2大臣の騒動をみても、今の社会は揚げ足取りに近い、本質とは異なる悪意で大きく非難される可能性もあるものと考えなければなりません。富山県医師会でも医事紛争への対応や医療安全に関する研修などに今まで以上に力を入れています。今はやや小休止と言ったところですが、2000年代には医事紛争の増加、医師が逮捕されるような事例もあって、医療崩壊の要因の一つとなりました。さらにはそのことが、特定の科や救急を担当する医療機関からの医師の『逃散』を促し、地域医療の崩壊を来したことは古い過去の歴史となった訳ではありません。福島県立大野病院事件で医師を逮捕した富岡警察署は平成18年に本部長の表彰を受けていますが、その表彰は今でも取り消されてはいません。すなわち福島県警は裁判で負けはしたものの、賞賛に価する捜査を行ったと考えているのでしょうか。この頃は他にも研修医制度の改革による大学医局の崩壊や病院間での研修医の取り合い、科によっては訴訟リスクの大きいことなど、いくつかの要因が重なった結果としての地域や科の間での偏在と考えていますが、その問題が本質的に解決した訳でもありません。さらには医師養成数を著増させていますが、少子高齢化と言いつつも、日本は老年人口さえも減少する人口減の時代、当然ながら医療費抑制の時代が始まります。医療崩壊を憂える世論もあって、医事紛争や刑事事件化は抑制され、マスコミも冷静に報道していますが、これも将来どうなるかは全く予測できません。医療費などの社会保障が抑制される時代に

なれば、国民の不満は直接目の前にいる医師に向かう可能性も考えなければなりません。読売新聞の10月25日の第1面には交通事故に関する訴訟急増の記事が掲載されていました。この記事は、訴訟の意義に関わらず機会があれば訴訟が起こされる可能性を示しています。交通事故の賠償や消費者金融の返還金の次には医療が弁護士のターゲットとなる可能性もあります。正義や医学的に正しいことが法律上の正義とはならないことは、私たちは過去に十分思い知ったはずですが、これからの医療は患者さんにとって医学的もしくは道徳的に正しい医療を行うことを目的とするだけでなく、法律的に齟齬のない医療を行うこととのバランスも重要になっています。さらに将来は経済的に正しい（節約した？）医療を行うことも強制されるようになりつつあります。これらの矛盾と混沌と時には悪意の中で医療を行うためには、正確な記録など今まで以上に『自分の正しさを証明する気配り』が必要かもしれません。

富山県医師会では法律全般の顧問弁護士として内山弘道先生、医療安全コンサルタントとして医事紛争の医療側の弁護を専門とする森山満弁護士と契約し、県医師会会員が直接相談できるようにしています。医事紛争に関しては速やかに弁護士に相談することで、その後の対応を的確に行うとともに、精神的な圧迫も軽減できるのではと思います。連絡先は県医師会事務局にお問い合わせください。相談内容については弁護士法での守秘義務があり、県医師会でも詮索はしません。ぜひご利用ください。